

4 活力ある未来を 拓くたくましい産業のまちづくり

4-1 農林水産業の振興

4-1-1 農畜産業の振興

■ 現況と課題

平成22年に発生した口蹄疫は、本県全域に被害をもたらしましたが、鳥インフルエンザをはじめとした様々な家畜伝染病は、畜産農家にとってその対処を含め大きな影響を及ぼしました。

今後も悪性伝染病による疾病が発生する可能性は十分あり、それを未然に防止するための更なる対策が急務となっています。

家畜改良については、優良家畜導入事業や受精卵移植技術の活用により、繁殖素畜の能力が大幅に向上しました。今後も質や量等の能力の高い家畜造成を図る対策が必要です。

畜産農家においては、営農者の高齢化が進み新たな担い手の育成が急務となっています。

家畜排せつ物の処理施設・機械についても整備が進められてきましたが、今後、更に処理された良質な肥料を有機農業に活用するなど、環境と調和した農業を目指す必要があります。これに合わせ、飼料の自給率向上に向けて、各地域の担い手が共同で飼料作物収穫の機械を導入するなど、効率的な収穫作業が進められています。

生産性の高い安定的な農業経営の推進に向けては、「安心・安全で品質の良い売れる物を作る」と言ったテーマを基本方針とし、認定農業者による規模拡大や品質向上、低コスト化を図るための施設・機械の導入に努めてきました。需要者ニーズの多様化に対応し、基幹作物の作出、銘柄産地の育成に努め、安心・安全な農畜産物生産に向け、ポジティブリスト制度^{※1}により、農薬の使用制限と栽培管理並びに生産履歴の提出義務等、消費者ニーズに対応した農畜産物の生産が進められています。今後は、消費の面で安心・安全な食材であることをPRし、消費の拡大を図っていくことが必要です。

農地基盤整備については、農業機械の大型化に対応した整備や農道の整備等が求められ、用水路においても災害防止の観点から、未整備地区や老朽化箇所等の整備推進が求められます。

畑地かんがい事業については、整備計画地6地区の内、最大規模となる宮ノ原第1地区が完成したことによって、水を使った営農が可能となり、また高才第2地区が整備中です。

こうした中で、農業用施設の整備済み地区においても、受益者の高齢化等により、適切な保全管理が課題となっています。

環境保全型農業の推進については、JAとの連携により環境に配慮しつつ、農地の生産力を維持・増進する農家「エコファーマー」の育成に取り組んでいます。また、ポジティブリストによる農薬の使用制限や勉強会の実施、組織活動、又は研修会を通じ、地域環境に配慮した栽培管理マニュアルの習得等を進めています。

このほか、農業用廃プラスチックの適正処理に関する啓発活動及び事務処理を実施しています。

農業後継者の育成については、認定農業者、SAP（農業青年の学修グループ）、農業女性指導士等の組織強化のための施策推進に努めていますが、学校、農業関係機関及び関係団体との連携による後継者の育成の効率化については、今後とも継続した対応が必要な状況です。

女性農業者の育成・支援については、家族協定制度による後継者育成、女性の農業及び経営への参画が実現しました。

ポジティブリスト制度：農薬等が残留する食品の販売などを原則禁止する制度

■ 施策の視点

活力ある農畜産業が育ち、安心できる安全な農畜産物を供給します

■ 施策の体系



基本的方向

- ① 生産性の高い安定的な農業経営の推進
- ② 農畜産業経営基盤の強化
- ③ 農業生産基盤の整備
- ④ 農業の防疫体制の強化
- ⑤ 主要な農畜産物の振興
- ⑥ 環境保全型農業の推進
- ⑦ 次代を担う農業後継者の育成
- ⑧ 安心で安全な作物の生産
- ⑨ 特産品の開発

■ 施策の基本的な方向

① 生産性の高い安定的な農業経営の推進

特色ある品質の高い農畜産物の生産を振興するとともに、農業者自身の技術と創意工夫を活かした農畜産物の加工を促進します。

また、地元消費の拡大と農畜産物の多様な販路の確保に努めます。

高収益作物の導入については、これまでの取り組みを進め、重点作物の品質向上と作付け拡大を図るとともに、新規作物の調査・研究を進めます。

こうした取り組みに加え、農畜産物の品質向上やコスト低減、生産技術や農産物加工等の加工技術、農業の安定的経営を図るための経営管理技術等の向上を図ります。

また、新たな試みとして、大学等の学術研究機関との連携により、地元農産物を活かした食材や健康食品等の農産物の高付加価値化に取り組み、農業を核とした産業クラスター^{※2}(農業クラスター)の形成について検討を進めます。

※2. 産業クラスター:特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関(大学や業界団体、自治体等)が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態のこと。クラスターとはブドウの房のこと、ブドウの房のように企業・機関・自治体などが地理的に集積し、ネットワークをつないでいることを指す。

② 農畜産業経営基盤の強化

経営基盤の強化については、新たな生産技術の導入や土地基盤の整備等による生産性・収益性的向上、農業経営の複合化と多角化を推進します。

集落営農組合による、転作を含めた集団的農地利用をはじめ、機械・施設の効率的利用を進めるとともに、集落営農組織間の情報交換、相互連携活動の充実に努めるなど、集落営農組合の運営活動の支援を行います。

また、ブロックローテーションを従来どおり推進し、水稻作付け地域とその他の作物を区別して作付けすることで、収益性を確保します。さらに、作物ごとの集団化、緑肥作物を活用した農地の有効活用、新たな輪作体系を確立し、連作障害等に対する防止対策を進めます。

畜産業は、これまでの優良家畜導入に加え、受精卵移植技術を更に活用し、飛躍的かつ着実な改良を推進するとともに、高齢牛・低能力牛の淘汰・更新を進めます。

生産された産子は、肥育素畜としても町内に保留し、早期に結果を判明させ、保留対策強化に努めます。こうした取り組みを通じ、家畜改良に係る新生産技術の進展に努めます。

③ 農業生産基盤の整備

土地基盤の整備については、大型機械も容易に導入できるよう、各種補助事業を取り入れたほ場整備、農道の整備、用排水路の整備を進めます。

畑地については、生産性の高い作物を導入した安定経営の確立を図るため、畑地かんがい事業を推進します。

営農者の高齢化対策としては、農地や農業用施設の適切な保全管理を進めるために、非営農者を含む地域の組織の育成を図り、「農地・水・保全管理支援対策」を推進します。

④ 畜産業の防疫体制の強化

家畜の防疫体制は、畜産農家への啓発活動を徹底し、自分の農場を守り、病気を持ち込まない、外へ出さない認識を図り、病気の特性を個々の農家が理解し、正しい知識を習得するための機会提供に努めていきます。

また、予防接種の徹底により、地域の防疫強化を図るほか、踏込消毒槽の設置徹底をおこない、牛舎環境を清潔に保ち、畜産農家が個々の防疫体制の強化を図ります。

このほか、関係機関が連携を深め、一体となって地域の防疫体制の強化を推進します。

⑤ 主要な農畜産物の振興

露地野菜を中心とした加工野菜、契約栽培の推進及び畜産との複合経営の推進により、新たな営農体系の確立に向けた検討を行なながら繁殖牛、肥育牛、乳牛、養豚、養鶏等の畜産ブランド化による振興に努めます。

畜産業においては、経営規模に合った能力の家畜排せつ物処理施設・機械整備の支援を行い、良質な堆肥等の生産にも努め、耕畜連携を強化します。また、環境と調和を図りつつ、品質の高い農産物、飼料作物の生産に寄与する資源循環型農業の展開を進めます。

米の生産においては、ブロックローテーション計画に基づき、効率的な生産体制の維持と優良米生産に向けた取り組みを進めています。

また、飼料作物、大豆、そば、甘藷、サトイモの集団化に加え、作業受委託環境の構築を目指し、播種機及び汎用型収穫機の導入を促進します。

野菜については、農協系統販売戦略、流通・販売業者戦略との関連、特産品の開発と連動を考慮した戦略のもと、安心・安全で特色ある野菜産地づくりに向け、GAP(農業生産工程管理手法)の導入推進、地産地消推進事業と絡めた事業の展開に努めます。

多様化する消費者需要に対しても、規格生産や嗜好生産などの生産形態の整備を進め、今後もニーズの変化に対応した先進的な施設・機械の整備を推進します。

このほか、工芸作物の栽培を推進していきます。

⑥ 環境保全型農業の推進

廃棄物の排出の責任として「処理は自らの責任において適正に処理する」意識の向上を目標に、農家の意識改革と低コスト処理対策、低コスト商品化とあわせた意識形成に努めます。

農業生産活動に伴う環境への負荷軽減対策としては、これまで実施してきた栽培管理マニュアルや技術員の指導等による適正な施肥、防除技術の研修及び勉強会等を今後とも継続していきます。

また、農業用廃プラスチック処理等については、今後とも、農家への啓発活動を通じて処理率の向上に努めるほか、常時搬入体制の整備と処理料金徴収の一元化等を検討していきます。

⑦ 次代を担う農業後継者の育成

意欲的農業後継者の育成については、引き続き認定農業者、S A P（農業青年の学修グループ）、農業女性指導士等が企画する研修、勉強会等の積極的な活動に取り組むとともに、認定農業者を中心とした組織化、交流の場を設ける等の対策を講じ、後継者の確保と育成に努めます。

後継者対策としては、相談業務の強化、認定農業者の手続き、事業計画作成、研修先のあっせん、あるいは制度資金の利用等に対して、関係機関が一丸となって支援する体制を整備していきます。

また、後継者グループ・部会等の加入を促進し、農業組織の強化、農業技術の高度化を図ります。

認定農業者の高齢化に伴う世代交代の推進と認定農業者数の維持については、相談員による支援活動の実施に努めます。

このほか、学校、農業関係機関、及び関係団体との連携による効果的な後継者の育成体制を整備するとともに、家族協定の導入により、女性が農業とその経営の担い手として積極的に参画できる環境づくりに取り組んでいきます。

⑧ 安心で安全な作物の生産

消費者ニーズに応えた安心・安全野菜の生産体制を確立するために、減農薬・減化学肥料栽培による生産、栽培履歴の記帳や残留農薬の自主チェックを推進し、生産者の安全意識の高揚に努めます。

また、農業関係機関及び団体と連携し、G A P（農業生産工程管理）、J A S法に基づく生産管理システム化を進め、安心・安全で付加価値の高い農畜産物の生産・商品化に努めます。

さらに、小中学校時における農業への関心を高める食農教育を進めるために、教育委員会等との横断的な連携を図り、地産地消推進事業と絡めた本町独自の食農教育推進環境の体制整備を検討します。

こうした取り組みを進めるために“ひまわり”を利用した遊休地や休耕地の解消と地力の活性化とともに、景観作物や特産品づくりの可能性として、教育と地産地消推進事業とを絡めた事業の展開を進めます。

⑨ 特產品の開発

温暖な気候、風土を活かし、年間を通じて生産される農畜産物を利用した特產品の開発に努めます。

特に、構造改革特区によるどぶろく製造を契機に、地産地消推進事業を通じて新たな特產品づくりに取り組みます。

また、流通・販路などを考慮した特產品ブランド戦略を遂行するため、農商工連携への取り組みを促進していきます。

園芸作物では、新たにマンゴー栽培への取り組みを始めており、収益性の高い作物として注目されていることから、地産地消推進事業と絡め、特產品としての開発に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 生産性の高い安定的な農業経営の推進	地元消費拡大と多様な販路開拓	➡	➡
	経営管理技術など農業技術の向上	➡	➡
	農業クラスターの形成	➡	➡
② 農畜産業経営基盤の強化	集落営農組合の運営活動の支援	➡	➡
	ブロックローテーションの推進	➡	➡
	受精卵移植技術の推進	➡	➡
③ 農業生産基盤の整備	土地基盤の整備	➡	➡
	畠地かんがい事業の推進	➡	➡
	農地・水・保全管理支援対策	➡	➡
④ 畜産業の防疫体制の強化	畜産農家による個々の防疫体制の強化	➡	➡
	地域防疫体制の強化	➡	➡
⑤ 主要な農畜産物の振興	複合経営の推進	➡	➡
	G A P(農業生産工程管理手法)の推進	➡	➡
	地産地消推進事業	➡	➡
⑥ 環境保全型農業の推進	常時搬入体制整備と処理料金徴収一元化	➡	➡
⑦ 次代を担う農業後継者の育成	経営改善計画目標達成に向けた支援	➡	➡
	効果的な後継者の育成体制の整備	➡	➡
	女性の農業経営参画	➡	➡
⑧ 安心で安全な作物の生産	生産管理システム化	➡	➡
	地産地消推進事業と絡めた本町独自の食農教育	➡	➡
⑨ 特產品の開発	特產品ブランド戦略と農商工連携	➡	➡

4-1-2 林業の振興

■ 現況と課題

本町の森林面積は、平成21年現在7,939haで、林野率約72%を占めており、森林資源に恵まれています。その内、民有林の人工林率は72.9%を占めていますが、35年生以下の若い林分森林が44%を占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが重要です。

このため、木材資源を循環的に利用する観点から、既存人工林の適切な施業を実施しています。公益的な機能の発揮に対する要請及び多様な木材需要に対応するため、立地条件に応じて長伐期施業、育成複層林施業への誘導や有用広葉樹育成のための天然生林施業等を実施しています。

また、多様性に富む健全な森林の整備を促進し、生産基盤の整備等、森林の持つ経済的機能と公益的機能を図り、魅力ある森林環境の形成が必要です。町有林伐採跡地については、水源かん養や野生鳥獣の保護等のため、広葉樹の植栽を実施しており、民有林においては、ふるさとの森おこし事業による広葉樹苗の補助を実施し、放棄林解消のため成果を得ています。

しかし、林業労働者の高齢化と減少により、間伐、保育及び伐採後の造林等が適正に実施されない森林があり、その推進方法が重要課題となっています。

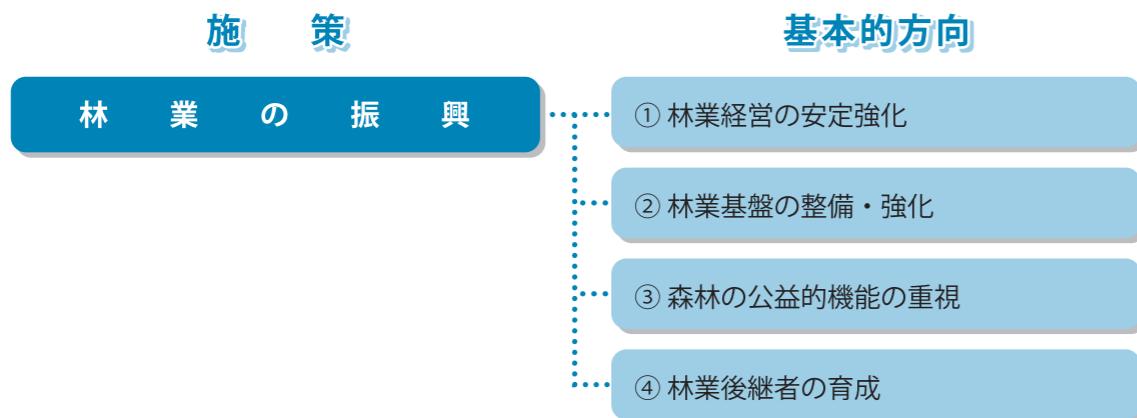
一方、町内の林道・作業路の延長については、平成21年現在、林道が計27.7km、作業路が計73.0kmあり、植林、育林、伐採等に欠かすことのできない作業基盤で、今後も更に現場の状況に応じた林道・作業路の整備を実施していきます。

林業後継者を中心とした林業研究グループへ助成を行い、林業技能技術研修等への積極的な参加と、従事者の確保に向け、森林組合を中心に、就労環境の改善や社会保障制度の充実を図っています。

■ 施策の視点

健全な森林づくりと森林資源の循環利用を目指した
林業の振興を促進します

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 林業経営の安定強化

林業経営については、事業体の育成、関係機関等の連携を進め、経営の安定に努めます。

また、林業経営の省力化、効率化を図るとともに、必要な労働力を補うため、高性能機械の導入及び高度技術者の育成を図り、下刈、除伐、間伐等の保育を組織的・計画的に推進していきます。

さらに、県産材需要拡大のため、公共施設の木造化と民間施設の木材利用普及啓発に努めます。

② 林業基盤の整備・強化

林業基盤の整備・強化は、作業の効率化、生産コストの低減を図るために、自然環境への影響に十分配慮した林道、作業路の整備を推進します。

③ 森林の公益的機能の重視

森林が有する水源かん養等の公益的機能を重視し、町民・企業・行政が一体となった森林資源の保護・育成を図ります。

広葉樹の植栽を推進し、動植物や土壤等の保護及び自然環境の保全と合わせ、水源かん養と地場産業育成のため、「ふるさとの森おこし」を掲げ、町の森林機能の活性化に取り組みます。

④ 林業後継者の育成

本町には、専業林家が少なく、林業後継者の育成は非常に厳しい状況にあることから、林業に魅力を感じ得る就業環境を整備するとともに、林研グループ活動の支援や会員の参入促進等による林業後継者の育成に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 林業経営の安定強化	林業関係機関等の経営の安定	▶	▶
	公共施設の木造化	▶	▶
	民間施設の木材利用普及啓発	▶	▶
② 林業基盤の整備・強化	林道、作業路の整備	▶	▶
③ 森林の公益的機能の重視	森林資源の保護・育成	▶	▶
④ 林業後継者の育成	林研グループ活動の支援	▶	▶

4-1-3 水産業の振興

■ 現況と課題

本町の水産業は、ヤマメ養殖等の内水漁業が行われています。

町内の河川環境については、堰に魚道が整備され、魚が遡上・下降ができるように改善されています。しかし、町内を流れる河川の水質は、まだ広い範囲にわたって河川環境の悪化がみられます。本町では、「三股町河川をきれいにする条例」を制定し、町民・事業者・行政が一体となって、美しく豊かな河川環境の形成に取り組んできました。

併せて町淡水漁業協同組合を中心とした稚魚等の放流により、生息する魚類等は増加しています。今後とも、町民一人ひとりの河川浄化意識を高めて、地域が一体となって良好な河川環境づくりに取り組むことが求められます。

■ 施策の視点

美しい川と清浄な水の里づくりで内水漁業の振興を図ります

■ 施策の体系

施 策

基本的方向

水 産 業 の 振 興

① 稚魚の放流

② 河川美化活動の展開

■ 施策の基本的な方向

① 稚魚の放流

町淡水漁業協同組合との連携を図り、本町河川の水質や特徴にあった魚の稚魚の放流等を進め、水産資源の保全と増殖に努めます。

② 河川美化活動の展開

本町は、美しい河川環境を保つために、町民参加による河川環境美化運動を進めるとともに、アダプトシステム^{※1}の導入等により、町民や地元企業への河川環境美化に関する意識を啓発していきます。

また、河川浄化は、多様な生物が生息する環境を作り出すことから、こうした活動を通して、本町における淡水漁業のイメージアップを図ります。

※1. アダプトシステム：行政が、特定の公共財（道路、公園、河川等）について、町民や事業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 稚魚の放流	魚の稚魚の放流		➡
② 河川美化活動の展開	河川環境美化運動の推進		➡
	アダプトシステムの導入		➡



4-2 商工業の振興

4-2-1 商業の振興

■ 現況と課題

商業振興の取り組みとしては、物産館を併設する産業会館の建設や「みまたんえき」の改修等を行っており、町内外への情報発信の場として活用されています。

また、駅西側の駐車場・駐輪場を整備し、コミュニティバス「くいまーる」や、JR九州並びに宮崎交通バスとの交通結節点として、賑わい創出が期待されています。

消費者の立場に立った店舗と商店街づくり対策としては、プレミアム付商品券を発行し誘客を図るほか、商工会による経営改善普及指導事業(情報化指導)を実施し、魅力ある商店街づくりに向け取り組んできました。

商店街の環境整備については、商工会とともに地域の特性を活かした街並みづくりや賑わいづくりを進め、地域コミュニティ交流空間として子どもから高齢者まで多様な年代層が集まり、楽しめるような商店街づくりに向け取り組んでいます。

経営近代化については、商工会と連携し、経営改善普及指導事業などにより、経営の近代化や改善の促進と、商店経営強化に取り組んでいます。

人材や組織の育成強化対策は、町商工会と連携した各団体の育成・強化に取り組んでいます。

消費者の町外流出への防止及び軽減といった目標に対しては、商工会と連携し、地域総合振興事業のほか、「ん」のつく町をコンセプトに既成商店街の組織力の強化のため、お買い物ラリー等の共同イベント事業に取り組んできました。また、地域資源としての農業と連携した新商品の開発を行い、消費者の購買意欲を促す必要が求められています。

■ 施策の視点

地産地消における消費の場を育み、
町民が楽しめる商業の活性化を進めます



■ 施策の体系



基本的方向

- ① 多世代の人々が楽しめる商店街づくり
- ② 魅力あるお店づくり
- ③ 農業と連携した
地域資源活用型商品の販売

■ 施策の基本的な方向

① 多世代の人々が楽しめる商店街づくり

消費者のニーズの多様化に対応し、商工会とともに地域の特性を活かした街並みづくりや賑わいづくりを進め、地域コミュニティ交流空間として子どもから高齢者まで多様な年代層が集まり、楽しめるような商店街づくりを推進します。

② 魅力あるお店づくり

関係団体と連携し、経営指導及び経営相談の機能を強化するとともに、経営基盤の基礎となる金融対策の充実を図ります。

また、中小企業大学校等での研修による人材育成支援や活性化事例等の情報の提供及び付加価値を付けた魅力ある商品券の発行等、魅力ある店づくりを進めます。

③ 農業と連携した地域資源活用型商品の販売

基幹産業である農業と連携した新商品の開発等、地域資源を活かした取り組みを実施します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 多世代の人々が楽しめる商店街づくり	地域コミュニティ交流空間としての環境整備	→	→
② 魅力あるお店づくり	経営改善普及指導事業	→	→
	人材育成・情報の提供	→	→
	魅力ある商品券の発行	→	→
③ 農業と連携した 地域資源活用型商品の販売	農商工連携事業	→	→
	商業活性化事業	→	→
	地域資源を活かした新商品の開発	→	→

4-2-2 工業の振興

■ 現況と課題

本町では、平成17年から平成20年に誘致した計5社の企業に対して、企業立地や工場等の土地取得、雇用創出に係る奨励金を交付してきました。

また、商工会と連携し、経営改善普及指導事業(各種講習会の開催)を実施するほか、三股町中小企業育成貸付金融資制度の活用を推進、国・県等による融資制度の普及に努めています。

このほか、県伝統工芸品指定、県伝統工芸士認定を受けた工芸品等の積極的なPRに努めています。

労働者の育成・確保については、中小企業退職金等共済加入促進事業の実施や、都城地域雇用創造協議会による「冬のみやざき就職フェア」を開催しており、労働力の確保とふるさとへの就業の機会拡大に取り組んでいます。

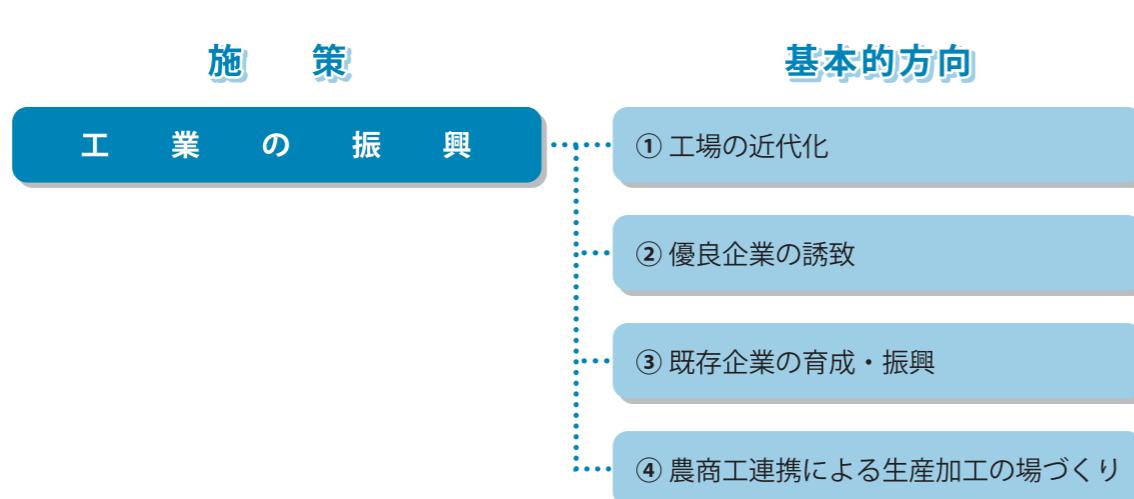
さらに、今後、工場の近代化や合理化の促進を進めていくことが重要な課題となっています。

こうしたこれまでの施策に加え、農商工連携による地元企業、町民、関係機関を交えた6次産業形成の基盤づくりに向けた検討が求められます。

■ 施策の視点

農商工連携による6次産業の基盤づくりを進めます

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 工場の近代化

工場の近代化や合理化の促進については、具体的な対策を講ずるための検討を進め、今後、有効的な施策を推進します。

② 優良企業の誘致

企業立地奨励制度の充実、産業立地関連情報の発信等を進め、成長力のある企業の誘致に努めます。

誘致企業のニーズ等を把握し、フォローアップ対策の強化に努めます。

③ 既存企業の育成・振興

町は、今後とも商工会等関連機関と連携し、経営改善普及に努めるとともに、セーフティーネットをはじめとする各種融資制度の周知を図り、経営改善に努めています。

また、伝統工芸品等については、販路の開拓、商品のPR等を行い、新たな需要の掘り起こしを進めます。

こうした取り組みを通じ、労働力の確保とふるさとへの就業の機会拡大を図るとともに、就職フェア等を活用した就業促進に努めています。

④ 農商工連携による生産加工の場づくり

時代の消費ニーズに対応した商品開発とその製造の場づくりに向け、農商工連携による地場産品開発を継続します。

これまで取り組んできたとぶろく特区による商品開発などをもとに、地域の産品を活かした商品についての検討を進めています。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 工場の近代化	工業の近代化促進		
② 優良企業の誘致	成長力のある企業誘致		
③ 既存企業の育成・振興	経営改善普及事業		
	伝統工芸品の販路開拓、PR		
	就業促進の取り組み		
④ 農商工連携による生産加工の場づくり	農商工連携による地場産品開発の継続		

4-3 観光の振興

■ 現況と課題

本町は、新石器時代より各所に人が住んでいたことがうかがわれ、町の名前の由来は「古くから川三條、股になりて流れたり」という古い文献にあり、その名「三股」をとどめているといわれます。

こうした町名の由来にもあるように、本町は「長田峡」や「矢ヶ渕公園」等、親水環境に恵まれたレクリエーション拠点が整備されています。

また、6万本のつつじが来園者を魅了する「椎八重公園(つつじヶ丘)」や「しゃくなげの森」等、多くの景勝地が立地しています。

今後は、本町の魅力を備えた観光拠点整備に向け、自然との融合を図りつつ、もてなしの心を持った観光地づくりを進めていくことが必要です。

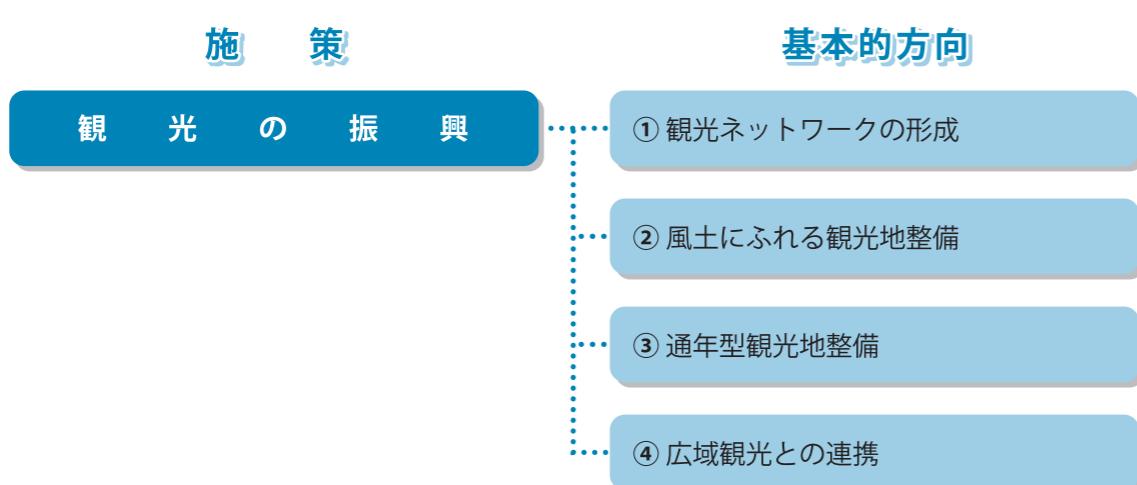
また、江戸時代は薩摩藩に属し、地頭三島通庸が開拓したとされる三股の歴史等を紹介し、三股の風土にふれることのできる観光政策を検討していくことも重要な視点です。

こうした取り組みを通し、季節観光スポットのネットワーク整備に加え、通年型観光地としての施策づくりと広域的な観光連携が求められています。

■ 施策の視点

自然、人、もの、もてなしの心が備わった観光地整備を進めます

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 観光ネットワークの形成

本町の観光拠点を周遊する観光ネットワークの形成に向け、周遊手形等の周遊のための仕掛けづくりを進めるとともに、「アトリエロード^{※1}」の周知を促進し、町内観光ネットワーク形成を進めます。

※1. アトリエロード：県道33号線（都城北郷線）、つつじの名所「椎八重公園」や「長田峡」と自然に恵まれたご長田地区を、活動の拠点とする陶芸家たちが工房を構えている。

② 風土にふれる観光地整備

本町の自然資源、歴史的な資源、芸能等、三股の風土にふれることのできる観光をテーマに、誘客促進のイベントや観光ボランティアによる解説等の活動を促し、三股の良さをPRできる観光戦略を推進します。

③ 通年型観光地整備

通年型観光地としての整備を進めるために、季節型観光から、着地活動型観光へ移行するため、グリーンツーリズムなどの体験型観光資源を整備するとともに、余暇消費活動の仕組みづくりを検討し、定期的なリピーターを確保することのできる観光地整備に努めます。

④ 広域観光との連携

隣接する都城市をはじめとする広域なエリアにおける三股町観光施設の位置づけを考慮した上で、広域観光ネットワークに組み込むための戦略的なイベント等を企画・開催し、広域観光客層の誘客を促します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 観光ネットワークの形成	町内観光ネットワーク形成	↗	↗
② 風土にふれる観光地整備	観光ボランティアの育成	↗	↗
③ 通年型観光地整備	余暇消費の仕組み作り	↗	↗
	体験観光拠点の整備	↗	↗
④ 広域観光との連携	戦略的なイベントなどの企画・開催	↗	↗

4-4 勤労者対策の充実

■ 現況と課題

本町は、厳しい経済・雇用環境のもとで、生産活動、設備投資、個人消費、雇用といずれの面でも景気の低迷が長期化しています。

今後、未就業者の増加が懸念され、雇用の維持と安定が当面の課題であり、企業誘致等による新たな雇用の創出に努めるとともに、労働者の安全と健康を守るため、労働者福祉の向上とゆとりある生活のための労働環境の改善が求められています。

このため、低所得者や障がい者、高齢者をはじめとする労働者の生活の安定や自立に向けた労働環境の整備促進が求められます。

労働時間の短縮による自由時間の増大とそれに伴うライフスタイルの変化、価値観の多様化、生きがいや心の豊かさの追求等の要因により、労働者の余暇活動への関心が高まっています。

■ 施策の視点

勤労者対策を充実させ、
自立した町民が生活するまちづくりを進めます

■ 施策の体系

施 策

基本的方向

勤労者対策の充実

- ① 自立生活の促進
- ② 労働環境の整備
- ③ 労働者福祉の充実
- ④ ワーク・ライフ・バランス^{*1}の浸透

*1. ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」のことであり、仕事と生活の時間をバランスよく配分し、仕事上の責任を果たしつつも仕事以外の生活（家庭だけでなく、地域活動や個人の趣味なども含まれる）でやりたいことを実現させる、そのようなライフスタイルを築こうという考え方。

■ 施策の基本的な方向

① 自立生活の促進

自立した生活を促進するため、資格技能等の取得を促すとともに、関係機関と調整し、再就職のための研修の実施等に向けた環境整備に努めます。

また、雇用情報は、ハローワーク等との連携により、町民への情報提供に努めます。

② 労働環境の整備

労働者の安全と健康を守るため、労働条件の改善、労働災害の防止、福利厚生の充実を促すための啓発に努めます。

また、未就業者、失業者の解消を図るため、企業誘致等による新たな雇用の創出に努めます。

労働者福祉資金貸付制度等の活用による援護対策の充実を図ります。

③ 労働者福祉の充実

職場単位での健診体制の確立や予防対策の充実を促進します。

④ ワーク・ライフ・バランスの浸透

町は、勤労者が自己研鑽の時間を有効に活用できる就労環境整備に向け、広報等を通して、ワーク・ライフ・バランス意識の浸透に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 自立生活の促進	資格、技能取得の促進	↗	↗
	再就職研修の実施	↗	↗
	雇用情報提供の充実	↗	↗
② 労働環境の整備	福利厚生制度の検討	↗	↗
③ 労働者福祉の充実	健診体制の確立や予防対策の充実	↗	↗
④ ワーク・ライフ・バランスの浸透	意識啓発にむけた広報活動	↗	↗